

東京電力福島第1原発事故の処理水の海洋放出に関する意見書(案)

岸田政権は、4月13日、福島第一原発で発生した放射性物質トリチウムを含む処理水を海洋放出する方針を決定し、8月24日に東京電力福島第一原発のアルプス処理水（以下、処理水）の海洋放出を行った。これは「漁業者など関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」という政府の国民、福島県民への約束を公然と投げ捨てるもので断じて許されるものではない。

現在タンクで保管している処理水は、二次処理した後も、放射性物質のトリチウムは除去できず、「規制基準以下」まで希釈して放出するとしているが、排出総量は変わるわけではなく、セシウム、ストロンチウムなどトリチウム以外の放射性物質も含まれていることを、政府も認めており、関係者の同意が得られないのは当然である。

福島第一原発の建屋内への地下水の流入を止めない限り、汚染水は増え続けることになる。重大なことは、「凍土壁」などの対策が十分な効果をあげていないにもかかわらず、政府が汚染水の増加を止めるための有効な手立てをとっていないことである。政府は、広域の遮水壁の設置など汚染水の増加を止めるための手立てを真剣に講ずるべきで、専門家から「大型タンク貯留案」や「モルタル固化処分案」など、放射性物質の海洋放出を回避する手立てが提案されてもいる。放射性物質は集中管理をするのが原則であり、安易に環境に拡散させることは許されません。あらためて、海洋放出案以外の代替案について十分に検討し、幅広い世代、市民の声にも十分に耳を傾け、開かれた議論を行うべきである。

よって国会及び政府に対し、処理水の海洋放出は直ちに中止し、長期地上保管の検討をするとともに、併せて全国民への安全性の化学的根拠を示し、風評被害への万全の対策を講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年9月 日

摂津市議会
(日本共産党提出)